

証券コード6347
2022年6月7日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
株式会社 プ ラ コ ー
代表取締役社長 古 野 孝 志

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、本株主総会につきましては、事前に書面またはインターネットにより議決権を行使いただき、株主総会へのご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

この事前の議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討下さいまして、2022年6月27日(月曜日)午後5時30分までにご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時(9時20分より受付開始)
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
ソニックシティビル 6階 603会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 会議の目的事項
 - (1) 報告事項 第62期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
 - (2) 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

- ◎ 議決権不統一行使に際してのご通知方法
議決権不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社までご通知下さい。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。また、紙資源節減のため、本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.placo.co.jp>) に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染防止への対応について】

〈株主様へのお願い〉

- ・株主様の感染リスクを避けるため、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の行使をご推奨申し上げます。
- ・ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめの上、マスクの持参・着用及び会場に設置している消毒液をご利用いただくなどの感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきましては、役員及び運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。
- ・本総会においては、新型コロナウイルスの感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・今後の状況変化により、株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、上記の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

議決権行使についてのご案内

■株主総会にご出席の場合（※上記の通り、可能な限りお控えいただくようお願い申し上げます。）

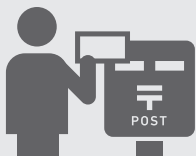


当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月28日（火曜日）午前10時

■株主総会にご出席でない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご送付ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分到着分まで

インターネットによる議決権行使



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、画面の案内に従って、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月27日（月曜日）午後5時30分入力分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使された内容を有効な議決権行使といたします。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後5時30分入力分まで

議決権行使
ウェブサイト

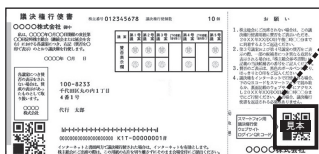
<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。




※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

❗ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

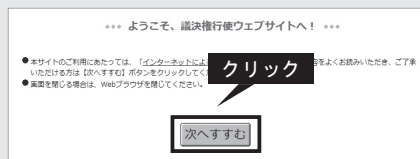
日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

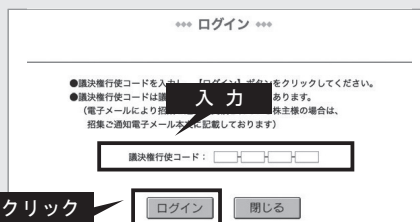
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



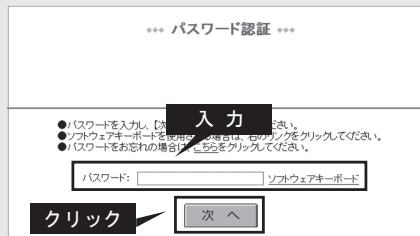
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策の一つと考えております。配当性向について、従来は特に基準を設けておりませんでした。東証市場の動向を考慮し、30%以上を目指したいと思っております。また、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、長期的視点に立った成果配分を行います。このような基本方針に基づき、以下のとおり2022年3月期の期末配当を実施したいと存じます。

[期末配当に関する事項]

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額50,582,592円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月29日(水)

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案理由

- (1) 当社の事業領域の拡大及び今後の事業展開に対応するため、現行定款第2条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置に備えるため、所要の変更を行うものであります。

2. 変更内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 〱 (条文省略)6. (新設)8. (条文省略) <p>(新設)</p> <p>第14条 〱 (条文省略)</p> <p>第41条 (新設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 〱 (現行のとおり)6. 〱 (現行のとおり)7. <u>古物営業法に基づく古物商</u>8. <u>(現行のとおり)</u> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 <u>当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第15条 〱 (現行のとおり)</p> <p>第42条 附則</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u>2. <u>本附則は、施行日を経過後、これを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役古野孝志、菊池敏文、箱崎義則、冨家友道、倉本敬治の各氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	ふるの たかし 古野 孝志 (1955年7月26日)	1980年4月 新日本製鉄株式会社入社 1987年4月 日興証券株式会社入社 1997年6月 医療産業株式会社 (現MICメディカル) 代表取締役社長 エブリデイ・ドット・コム株式会社 (現阪急キッチンエール) 取締役 2001年7月 株式会社GCIキャピタル執行役員 2006年7月 スリープログループ株式会社 2011年1月 (現ギグワークス株式会社) 取締役副社長 2019年6月 東京日産コンピュータシステム株式会社 社外取締役(現任) 2020年11月 当社代表取締役社長(現任)	15,700株
2	きくち としふみ 菊池 敏文 (1955年4月28日)	1978年4月 創成商事株式会社入社 1982年9月 株式会社ツージェント取締役総務部長 1986年5月 株式会社木下フレンド入社 1999年4月 同社取締役業務部長 2008年4月 同社常務取締役 2009年4月 株式会社木下フレンド(船橋) 取締役 2020年11月 当社取締役副社長 営業・テクノロジーグループ・ 管理購買担当(現任)	0株
3	はこぎき よしのり 箱崎 義則 (1964年6月6日)	1987年4月 プラスチック工業株式会社(現カナフレックスコーポレーション) 入社 2014年4月 同社製造部次長 2020年11月 当社取締役(現任)	0株
4	くらもと けいじ 倉本 敬治 (1962年7月21日)	1988年4月 日興証券株式会社入社 1991年11月 米国 The Blackstone Group 出向 2002年4月 INGベアリング証券 M&A部門ヘッド 2004年8月 ING Bank N.V (sydney Branch) シニアアドバイザー 2007年1月 ストラダアドバイザーLLP マネージングパートナー 2008年1月 アメリカンアプリーザル・ジャパン シニアヴァイスプレジデント 2009年4月 グローバルMAパートナーズ パートナー 2011年1月 ストラダアドバイザーLLP マネージングパートナー(現任) 2020年11月 当社社外取締役(現任)	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	※ いけがみ せいじろう 池上 聖次郎 (1954年3月8日)	1972年3月 警視庁入庁 2004年3月 同庁上野警察署組織犯罪対策課長 2005年3月 同庁組織犯罪対策部管理官 2010年4月 行政書士聖法務事務所開設 (現任) 2021年5月 サンリツテクノス株式会社 社外監査役 (現任) 2021年5月 大可商事株式会社 社外取締役 (現任)	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 倉本敬治氏及び池上聖次郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 倉本敬治氏は、大手証券会社や欧米の金融機関において、M&Aをはじめとする投資銀行業務で培われた幅広い見識と豊富な経験を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、当社は倉本敬治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
4. 倉本敬治氏には、大手証券会社や欧米の金融機関で培われた幅広い見識と豊富な経験及びマネジメント経験をいかし、取締役の職務執行に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
5. 倉本敬治氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年7ヶ月となります。
6. 池上聖次郎氏は、行政官として培われた幅広い見識と豊富な経験を有しており、また、行政書士としての専門的な知識・経験を当社経営にいかしていただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、当社は池上聖次郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
7. 池上聖次郎氏には、行政官として培われた幅広い見識と豊富な経験及び行政書士としての専門的な知識・経験をいかし、取締役の職務執行に対する監督・助言を行っていただくことを期待しております。
8. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
9. 当社は現在、倉本敬治氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。倉本敬治氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、池上聖次郎氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
10. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険により被保険者がその業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、前年度に続く新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響やロシアによるウクライナ軍事侵攻による世界的な物流混乱などの影響を受け、経済活動の停滞や個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。また景気の先行きにつきましては、新型コロナウイルスについては様々な政策効果やワクチン接種による経済活動の改善が期待されるものの、感染再拡大による国内外経済の下振れリスクや設備投資への影響を注視する必要があります。また、ロシア軍事侵攻に伴う原油、ガスをはじめ世界的な物資の高騰や混乱が収束するのを見極める必要があります。不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く環境は、現在100年に一度といわれる産業社会の変革期を迎えています。環境保護のため二酸化炭素排出を大幅に削減する取り組み、電気自動車や燃料電池自動車の開発と移行、DX（デジタルトランスフォーメーション）の進行、AI・IOT・RPAの活用、海洋資源保護や資源循環推進のためのプラスチックリサイクル利用など、私達の生活や仕事のやり方が根本的に変わりつつあります。

このような状況下、3月初旬までは売上高29億8百万円、経常利益2億1千9百万円という見通しでしたが、国際的な物流混乱のため調達すべき部品が到着しない事態となりました。このため、売上1億8千9百万円分が2023年3月期にずれ込みました。

上記を受け、売上高につきましては、インフレーション成形機事業、ブロー成形機事業、メンテナンス事業ともに、前年同四半期に比して減少しました。リサイクル装置事業につきましては、予定していた大型リサイクル装置の納入検収が進み、前事業年度に比して大幅に増加しております。売上高全体では前事業年度に比べ5百万円の増収となったものの、当事業年度は、新型コロナウイルス感染症による客先設備投資の抑制等及び原油高も影響し、当初予定していた売上高が減少した一部の要因となりました。利益面につきましては、営業利益、経常利益、当期純利益が前事業年度に比べ増益となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は、27億1千9百万円（前期比0.2%増）を計上することができました。利益面につきましては、営業利益1億9千5百万円（前期比3.8%増）、経常利益2億2百万円（前期比8.1%増）、当期純利益1億4千8百万円（前期比36.6%増）となりました。

(2) 事業別の概況

事業別の概況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

部 門	売 上 高		
	金 額	前期比増減	構 成 比
インフレーション成形機事業	761,913	△41.4%	28.0%
ブロー成形機事業	932,368	△1.9	34.3
リサイクル装置事業	613,556	—	22.6
メンテナンス事業	411,875	△3.2	15.1
合 計	2,719,712	0.2	100.0

① インフレーション成形機事業

インフレーション成形機事業につきましては、高機能多層フィルム成形機を複数台納入することができましたが、大型フィルム成形機の納入が前事業年度に比べ少なく、当事業年度の売上高は前年と比べ減少しました。

この結果、売上高は7億6千1百万円(前期比41.4%減)となりました。

② ブロー成形機事業

ブロー成形機事業につきましては、予定されていた複数の大型成形機の納入検収が順調に進みましたが、小型成形機の売上高が減少し、前事業年度と比較して減少しました。

この結果、売上高は9億3千2百万円(前期比1.9%減)となりました。

③ リサイクル装置事業

リサイクル装置事業につきましては、予定していた大型リサイクル装置の納入検収が進み、売上高は前事業年度と比較して大幅に増加しました。

この結果、売上高は6億1千3百万円(前事業年度3千7百万円)となりました。

④ メンテナンス事業

メンテナンス事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響、ロシアによるウクライナ軍事侵攻による国際的な物流混乱のため調達すべき部品が入荷できず、売上高は前事業年度と比較して減少しました。

この結果、売上高は4億1千1百万円(前期比3.2%減)となりました。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資の総額は1千1百万円であり、その主なものはユニットハウス（書庫）の購入及び本社技術部のリース資産、原紙用複合機の購入であります。

一方、設備及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金等により賄いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第59期	第60期	第61期	第62期(当期)
		(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売 上	高	2,990,559千円	2,952,744千円	2,714,648千円	2,719,712千円
経 常 利 益		401,657千円	489,672千円	186,898千円	202,100千円
当 期 純 利 益		272,126千円	282,884千円	109,055千円	148,965千円
1 株 当 たり 当 期 純 利 益		103円12銭	106円42銭	41円54銭	19円53銭
総 資 産		2,900,567千円	3,106,824千円	2,308,987千円	3,199,663千円
純 資 産		1,086,598千円	1,343,435千円	1,282,040千円	1,749,883千円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益の算定上、期中平均発行済株式総数から控除される自己株式数には、「株式給付信託（従業員持株会処分型）」導入において設定した信託E口が所有する当社株式を含めております。
3. 2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合をもって株式併合を実施しております。このため上表の1株当たり当期純利益は、第59期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し算定しております。
4. 2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。このため上表の1株当たり当期純利益は、第62期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。
5. 当事業度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(9) 会社の対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の継続、原油価格の高騰による樹脂原材料の高騰、ロシア・ウクライナ情勢の影響等による世界経済の混乱、並びに、半導体不足による電気品納期の長期化及び世界的な物流混乱などの影響を受け、先行きの不透明な状況が続くと予想されます。

当社は、インフレーションフィルム成形機、ブロー成形機及びリサイクル装置の製造販売を主な内容とした事業活動を展開しております。

当社の中核事業の一つであるインフレーションフィルム成形機事業においては、市場は成熟化しているものの、競合他社の新機能製品を上回る製品開発が求められ、生分解フィルム等用途が拡大する分野での新機能開発や特許取得等開発投資が必要です。社会問題となっておりますマイクロプラスチックや廃プラスチック問題に対して、生分解性樹脂、及びバイオプラスチックを用いた包装資材用フィルム成形機の製造生産を引き続き強化してまいります。また、当社は、生産されたプラスチックを資源として循環させることを戦略としており、今後も「リサイクル事業部」を中心にプラスチック資源循環の取り組みを促進してまいります。ただし、全体的には当社機械のユーザーであるフィルムメーカーは原材料費高騰のため、設備投資には消極的な姿勢が見受けられます。

当社の中核事業の一つであるブロー成形機事業は、購入先の一つである自動車メーカーを中心に飛躍的な技術開発が進んでいます。世界的な半導体不足による自動車生産の停滞という問題がありますので、既存製品分野では大きな伸びは難しいと考えています。これまでのガソリン車を中心とした製造から、将来は電気自動車や燃料電池車（水素自動車）等への移行が進むことが予想されており、従来のニーズを凌駕する変革に対応していく必要があります。そのため、これまでのブロー成形機を基にして、高機能かつ高効率化新製品開発が必要であり、様々な研究開発投資が必要となります。2022年4月にはNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）事業の一部門である「車載機器用高圧水素適合性高分子材料検討ワーキンググループ」に参加が認められ、次世代自動車の研究開発の一翼を担うことになりました。今後、新しい技術開発に向けて研究開発を行ってまいります。

当社は、事業基盤の獲得・拡大を目的としたプラスチックリサイクル機器製造販売並びに廃プラスチックのリサイクル活用等、環境省が主導するプラスチックリサイクルに沿う事業を成長させていくと同時に、当該関連事業を当社グループのもう一つの柱として、成長スピードの向上を目指しております。こうした日々強まる社会的ニーズにこたえ、中核事業として成長せしめることにより、安定した事業運営可能な体制を整えるため、当社事業に関連する企業のM&Aを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

プラスチック成形機械は、押出成形法によるインフレーション成形機及びブロー成形機であります。環境・リサイクル装置は破碎機を主力にしております。

また、それらに関連した各種機器類の製造、販売を行っております。

以上の機械、機器等は主に当社の考案、設計によるものです。

(11) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

1. 本 社 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地
2. 事業所 東京オフィス 東京都中央区
3. 営業所 本社営業部 埼玉県さいたま市岩槻区
名古屋支店 愛知県名古屋市名東区
大阪支店 大阪府寝屋川市
九州営業所 佐賀県鳥栖市
4. 工 場 本 社 工 場 埼玉県さいたま市岩槻区

(12) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	51名	1名増	44.1歳	14.0年
女 性	16	2名増	36.6	8.6
合計または平均	67	3名増	42.3	12.7

(13) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
(株) 商工組合中央金庫	564,400
(株) 日本政策金融公庫	41,140

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式数 発行済株式の総数 8,430,732株(自己株式566,793株を除く。)

(2) 株主数 1,561名

(3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
有限会社フクジュコーポレーション	911,100	10.80
FUBON SECURITIES CO., LTD. CLIENT 30	592,100	7.02
アダージキャピタル有限責任事業組合	540,300	6.40
松浦健	348,000	4.12
株式会社和円商事	345,300	4.09
海容 J A P A N 株式会社	310,800	3.68
安本匡宏	244,700	2.90
正井宏治	234,900	2.78
プラコー共栄会	225,600	2.67
ニューエネルギーマネジメント合同会社	212,400	2.51

(注) 持株比率は、自己株式(566,793株)を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年5月24日開催の取締役会決議に基づき、2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	古 野 孝 志	東京日産コンピュータシステム株式会社 社外取締役
取 締 役 副 社 長	菊 池 敏 文	営業・テクノグループ・管理購買担当
取 締 役	箱 崎 義 則	
取 締 役	冨 家 友 道	マクロナイズ株式会社代表取締役
取 締 役	倉 本 敬 治	ストラータアドバイザリーLLPマネージング パートナー
取 締 役	本 多 敏 行	株式会社和円商事代表取締役社長
監 査 役 (常勤)	清 水 孝 正	
監 査 役	高 橋 隆 敏	Vistra Japan税理士法人代表社員
監 査 役	秋 山 徹	
監 査 役	沼 井 英 明	弁護士法人琴平総合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役冨家友道氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 2. 取締役倉本敬治氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 取締役本多敏行氏は、社外取締役であります。
 4. 監査役高橋隆敏氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 5. 監査役秋山 徹氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 6. 監査役沼井英明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
 7. 当期中における取締役の異動は、次のとおりであります。
 2021年6月24日付就任
 取 締 役 本 多 敏 行
 8. 当期中における監査役の異動は、次のとおりであります。
 (1) 2021年6月24日付就任
 監 査 役 高 橋 隆 敏
 監 査 役 秋 山 徹
 監 査 役 沼 井 英 明
 (2) 2021年6月24日付任期満了による退任
 監 査 役 野 崎 正
 監 査 役 荒 木 直 人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険により被保険者がその業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び監査役並びに管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、取締役に対する報酬について、経営方針遂行を強く動機づけ、業績拡大及び企業価値向上に対する報酬等として有効に機能するものとし、また、取締役の基本報酬の額は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会が、各取締役の能力、成果、貢献度を判断して個人別報酬額を起案することとしております。

インセンティブにつきましては、決算時の現金賞与を原則とし、指名・報酬委員会が算定の方程式(クリフ付)を作成し、各取締役の貢献度、成果を判断してインセンティブを決定し、それに基づき支給します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議による定めに関する事項

取締役の報酬等は、1984年10月24日開催の第24期定時株主総会において月額1,300万円(使用人分給与を含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査役の報酬等は、1982年10月26日開催の第22期定時株主総会において月額150万円と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度の範囲内かつ取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会が原案を策定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬額の具体的内容を指名・報酬委員会(委員長本多敏行氏)が起案しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬、インセンティブの額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を公明正大に行うには、自己評価ではなく、社外取締役の客観的な視点をもって評価することが最善であると判断したからであります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 6名 41,520千円(うち社外取締役3名 6,600千円)

監査役 6名 16,650千円(うち社外監査役5名 7,650千円)

(注) 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2021年6月24日付退任した監査役2名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1. 社外取締役富家友道氏はマイクロナイズ株式会社代表取締役であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。
2. 社外取締役倉本敬治氏はストラダアドバイザーLLPマネージングパートナーであります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。
3. 社外取締役本多敏行氏は和円商事株式会社代表取締役社長であります。同社は当社の特定関係事業者(主要な取引先)であります。
4. 社外監査役高橋隆敏氏はVistra Japan税理士法人代表社員であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。
5. 社外監査役沼井英明氏は弁護士法人琴平綜合法律事務所パートナー弁護士であります。同社と当社の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況 (社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取締役	富家 友道	当期開催の取締役会28回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、企業経営者としての知見に基づく意見の表明を行っております。
取締役	倉本 敬治	当期開催の取締役会28回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、豊富な企業マネジメント経験に基づく意見の表明を行っております。

区分	氏名	出席状況及び発言状況 (社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
取締役	本多 敏行	2021年6月24日就任後開催の取締役会24回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、企業経営者としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	高橋 隆敏	2021年6月24日就任後開催の取締役会24回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、税理士としての知見に基づく意見の表明を行っております。
監査役	秋山 徹	2021年6月24日就任後開催の取締役会24回全てに出席し、また、監査役会10回全てに出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、豊富な財務・会計等の知識・経験に基づく意見の表明を行っております。
監査役	沼井 英明	2021年6月24日就任後開催の取締役会24回のうち23回に出席し、また、監査役会10回のうち9回に出席しております。取締役会においては議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査の方法その他職務の執行に関する事項について、弁護士としての知見に基づく意見の表明を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人アリア

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	監査法人アリア	監査法人ブレインワーク
	16,363千円	2,837千円
② 当社が支払うべき金銭 財産上の利益の合計額	16,363千円	2,837千円

- (注) 1. 当社の監査法人であった監査法人ブレインワークは、2021年6月24日開催の第61期定時株主総会をもって退任いたしました。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、それぞれの取締役が倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為を行わないよう、内部相互牽制体制を整備しております。また、株主・投資家の皆様への情報開示のため、社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報を迅速かつ正確に開示するなど、経営の透明性を高めるよう努めてまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他職務の執行に係る重要情報は文書保存規程に従い適切に保存及び管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有しており、リスク管理部門として総務部がリスク管理活動を統括し、規程の作成をいたしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 定例の取締役会を月1回開催し重要事項について審議及び決定をします。

ロ. 常勤取締役及び執行役員によって構成される経営会議を週1回開催し、重要案件に関する情報の早期共有化と意思決定の迅速化を図っております。

ハ. 取締役会で決定された経営方針あるいは各種指示事項に従い、迅速かつ的確な業務執行機関として、取締役及び各部の責任者が出席する部長会を月1回開催し経営課題の解決策を決定し、それに従い処理をしております。

ニ. 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ、中長期的な経営計画及び各年度予算を策定し、全社的な目標を設定しております。

- ⑤ 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、倫理及びコンプライアンス並びに各種社内規程に反する行為等について適用する内部通報制度を運用しております。
- ⑥ 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
本年3月末日現在においては、当社に親会社、子会社は存在していません。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、今後、監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役会は監査役会と協議し、その意見を十分考慮して決定いたします。
尚、本年3月末日現在におきましては、監査役会はその職務を補助すべき使用人を置くことについて求めておりません。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
イ. 監査役補助者の人事異動について、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定いたします。
ロ. 監査役補助者の賃金、その他報酬についても監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定します。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 取締役及び従業員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
ロ. 前項の報告、情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
1. 当社の内部統制システム構築に係る進捗状況
2. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
3. 当社に影響を及ぼす重要事項に関する決定
4. 当社の業績状況
5. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 担当部門は、内部監査活動の状況と結果、その他の職務の状況を常勤監査役に遅滞なく報告する。

- ロ. 代表取締役と常勤監査役にて、随時意見交換を行う。
- ハ. 監査役会は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受領するほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。

⑪ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、内部統制の基本方針に沿って、内部統制の運用状況について重要な不備がないか定期的にモニタリングを行っております。併せて、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止等の教育及び研修を実施しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,419,189	流動負債	859,428
現金及び預金	1,303,789	支払手形	255,910
受取手形	43,960	買掛金	191,641
売掛金	680,983	一年以内償還予定の社債	42,600
電子記録債権	71,256	一年以内返済予定長期借入金	124,674
製品	15,520	未払金	28,259
仕掛品	194,960	未払費用	9,048
材料	23,192	未払法人税等	49,438
前渡金	49,684	前受金	91,286
前払費用	16,747	預り金	7,096
その他の流動資産	19,333	製品保証引当金	5,290
貸倒引当金	△239	賞与引当金	32,048
固定資産	779,463	リース債務	21,100
有形固定資産	674,557	その他の流動負債	1,034
建物	186,709	固定負債	590,351
構築物	13,616	社債	21,900
機械及び装置	155,350	長期借入金	480,866
工具器具及び備品	10,135	リース債務	31,738
土地	268,000	退職給付引当金	14,205
リース資産	40,746	再評価に係る繰延税金負債	41,461
無形固定資産	17,182	その他固定負債	180
電話加入権	72	負債合計	1,449,779
ソフトウェア	17,110	純資産の部	
投資その他の資産	87,723	株主資本	1,650,640
投資有価証券	16,880	資本金	704,755
長期未収金	720	資本剰余金	312,574
保証金	3,582	資本準備金	195,130
会員権等	13,010	その他資本剰余金	117,444
長期前払費用	38,474	利益剰余金	829,464
繰延税金資産	28,189	利益準備金	9,559
その他の投資	101	その他利益剰余金	819,904
貸倒引当金	△13,235	繰越利益剰余金	819,904
繰延資産	1,010	自己株式	△196,153
社債発行費	1,010	評価・換算差額等	94,437
資産合計	3,199,663	その他有価証券評価差額金	△217
		土地再評価差額金	94,655
		新株予約権	4,804
		純資産合計	1,749,883
		負債及び純資産合計	3,199,663

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,719,712
売 上 原 価		1,958,667
売 上 総 利 益		761,044
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		565,298
営 業 利 益		195,746
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	787	
受 取 地 代 家 賃	19,140	
物 品 売 却 益	2,521	
受 取 保 証 料	4,093	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,035	27,579
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,877	
売 上 割 引	705	
為 替 差 損	11,197	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	5,443	21,225
経 常 利 益		202,100
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	316	316
税 引 前 当 期 純 利 益		201,784
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		69,479
法 人 税 等 調 整 額		△16,660
当 期 純 利 益		148,965

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2021年4月1日
至2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合
2021年4月1日残高	519,624	9,999	117,444	127,444
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
新株の発行	185,130	185,130		185,130
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	185,130	185,130	—	185,130
2022年3月31日残高	704,755	195,130	117,444	312,574

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日残高	9,559	696,878	706,438	△167,863	1,185,643
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△25,938	△25,938		△25,938
新株の発行					370,261
当期純利益		148,965	148,965		148,965
自己株式の取得				△50,699	△50,699
自己株式の処分				22,409	22,409
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	123,026	123,026	△28,289	464,997
2022年3月31日残高	9,559	819,904	829,464	△196,153	1,650,640

(単位：千円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
2021年4月1日残高	499	94,655	95,155	1,242	1,282,040
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△25,938
新株の発行					370,261
当期純利益					148,965
自己株式の取得					△50,699
自己株式の処分					22,409
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△717	—	△717	3,562	2,845
事業年度中の変動額合計	△717	—	△717	3,562	467,843
2022年3月31日残高	△217	94,655	94,437	4,804	1,749,883

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価
は、移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製 品、仕 掛 品……………個別法による原価法
原 材 料……………移動平均法による原価法
「評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております」

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定率法によっております。なお、耐用年数及び残存価額に
(リース資産を除く) ついては、法人税法に規定する方法と同一の基準によって
おります。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（附
属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附
属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、減損処理した資産については耐用年数を経済的残存
使用年数、また、残存価額を耐用年数到来時点の正味売却
価額としております。
- ② 無形固定資産……………定額法によっております。なお、ソフトウェア（自社利用
(リース資産を除く) 分)については、社内における利用可能期間（5年）を償
却年数としております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定す
る定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。
- 1) 一般債権
貸倒実績率法によっております。
 - 2) 貸倒懸念債権及び破産更生債権
個別に回収可能性を勘案の上、貸倒見積額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………使用人及び兼務取締役に対する賞与金の支給に備えるため、支給実績を勘案の上、次回支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付の支出に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ④ 製品保証引当金……………検収後に保証期間のコストのうち将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれるものは、当該損失額を合理的に見積り、製品保証損失に備えるため、製品保証引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、インフレーション成形機、ブロー成形機及びリサイクル装置の製造販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の顧客による検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の検収時点で収益を認識しております。

メンテナンス事業においては、機械メンテナンス及び部品の販売を行い、メンテナンスサービスについてはサービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。また、部品の販売については、財の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。ただし、部品の国内販売において出荷時から当該部品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

社債発行費

社債発行費については、社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

(追加情報)

・従業員持株E S O P信託

当社は、2017年2月に、従業員の福利厚生の実現と企業価値向上を目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」を導入いたしました。信託期間満了に伴い2022年3月をもって終了しております。

・新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積

新型コロナウイルス感染症に関して、当社は、現時点では厳重な対策を実施した上で事業活動を継続しており、平常時と比べると減少しつつも一定の稼働率を維持しております。しかし、当感染症は、経済、企業活動に広範囲な影響を与える事象であり、それらが当社に及ぼす影響や今後の広がり方や収束時期を合理的に予測することは困難であります。

当社においては、現時点で入手可能な情報を踏まえ、翌事業年度の一定の期間にわたり当該影響が継続するものと仮定し、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、将来の不確実性が当社が行った会計上の見積りの結果に影響を与える可能性があります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しています。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品または製品の国内販売において、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合の場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更による当事業年度の損益及び利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産 28,189千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

仕掛品 7,884千円

仕掛品は、個別受注契約において、当該契約の見積総費用が受注金額を超える場合に当該金額を合理的に見積り、収益性の低下による簿価切下げを行っております。見積総費用は、契約ごとに当該契約の契約内容、要求仕様、技術面における新規開発要素の有無、過去の類似契約における発生原価実績などの様々な情報に基づいて算定していますが、個別受注契約は契約仕様や作業内容が顧客の要求に基づき定められており契約内容の個別性が強く、また、比較的納品までの期間が長期にわたることから、作業工程の遅れ等による当初見積りに対する原価の増加、材料費の変動、新規開発技術を利用した製作遂行等における当初想定していない事象の発生による原価の変動など、製作開始から検収終了までの環境の変化によって、見積総費用が変動することがあります。経営者は、四半期ごとに当四半期までの発生費用と事前の見積りとの比較を行い、その時点での製造の進捗状況等を踏まえた最新の情報に基づいて見直した収益性の低下による簿価切下げ見込額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

製品保証引当金 5,290千円

製造上やその他の不具合に対し、製品の種類や不具合の要因ごとに定められた期間または一定の使用条件に応じて製品保証を行っており、期末日現在において将来の費用発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる場合に、製品保証引当金を計上しています。将来の発生費用は、主に過去の無償補修実績、過去の売上実績を基に見積っています。

す。経営者は、発生費用の見積り額を妥当なものと考えていますが、将来の状況の変化によって見積りと実績が乖離した場合は、当社の損益に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 土地の再評価に関する法律の適用

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2001年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価額により算出しております。

再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回っている額

28,700千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

938,707千円

(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

現金	預金	— 千円
建物		177,323千円
土地	地	268,000千円
合 計		445,323千円

担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	41,140千円
長期借入金	— 千円
社 債	64,500千円
合 計	105,640千円

(4) 偶発債務

当社は、2021年3月3日に、当社の前代表取締役の黒澤秀男氏に対し、訴訟を提起しております（さいたま地方裁判所第1民事部 令和3（ワ）第457号）。当該訴訟は黒澤秀男氏の前代表取締役としての任務懈怠により当社が被った損害について、損害賠償請求を行うものであります。当該訴訟を受けて、2021年9月9日に黒澤秀男氏から当社に対し約3,100万円の支払いを求める反訴がさいたま地方裁判所に提起されており、現在係争中です。当社は、係争中の訴訟について、弁護士と協議し、当社の正当性を主張してまいります。

5. 損益計算書に関する注記

研究開発費の総額
 一般管理費に含まれる研究開発費 4,252千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数	普通株式	8,997,525株
(2) 当事業年度末日における自己株式の種類及び数	普通株式	566,793株
(3) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使の期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	普通株式	1,008,300株

(4) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	25,938	10.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 1 2021年6月24日定時株主総会の決議による配当金の総額には、信託E口が保有する当社株式に対する配当金227千円が含まれております。

2 2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 2022年6月28日開催予定の第62期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当の総額	50,582千円
1株当たり配当金	6円00銭

基準日
効力発生日

2022年3月31日
2022年6月29日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は賞与引当金の否認、製品保証引当金の否認等であり
ます。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により
資金を調達しております。

当社は、売掛債権について、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリン
グし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸
念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式につい
ては四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金・社債の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおり
であります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,303,789	1,303,789	—
(2) 受取手形	43,960	43,960	—
(3) 電子記録債権	71,256	71,256	—
(4) 売掛金	680,983	680,983	—
(5) 投資有価証券 その他有価証券	16,880	16,880	—
資 産 計	2,116,871	2,116,871	—
(1) 支払手形	255,910	255,910	—
(2) 買掛金	191,641	191,641	—
(3) 長期借入金 (※1)	605,540	605,558	△18
(4) 社債 (※2)	64,500	64,500	—
負 債 計	1,117,592	1,117,610	△18

(※1) 1年以内返済予定の長期借入金124,674千円は、長期借入金605,540千円に含めております。

(※2) 1年以内償還予定の社債42,800千円は、社債64,500千円に含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は証券取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び(2) 買掛金

これらの時価は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金及び(4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入をした場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社和円商事	東京都中央区	90,000	廃プラスチックの回収、買取	(被所有)直接4.0	当社製品の販売 役員の兼務	機械の販売等	476,403	前受金	88,424
							部品の仕入	23,000	買掛金	17,600
							雑費	2,600	—	—
							雑収入	1,068	—	—

1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 機械の販売等については、市場価格、総原価を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 部品仕入については、市場の実勢価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(3) 雑費については、営業支援の業務委託費であり、業務の内容を勘案して決定しております。

(4) 雑収入については、廃プラスチックの物品売却収入であり、実勢価格を勘案して決定しております。

3. 当社の役員本多敏行氏が98.0%を直接保有しております。

10. 収益認識に関する注記

収益の分解

当社の売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、財またはサービスの種類別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

財またはサービスの種類別の名称	販 売 高
インフレーション成形機	761,913
ブロー成形機	932,368
リサイクル装置	613,556
メンテナンス事業	411,875
合 計	2,719,712

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 206円99銭

(2) 1株当たり当期純利益 19円53銭

(注) 1 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度末0株)

2 信託E口が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。(当事業年度50,047株)

3 2021年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。当事業年度の期首に当該分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社土地の一部の不動産賃貸契約に基づき、土地の退去時における原状回復に係る債務を有していますが、当該債務に関連する賃貸資産の使用期間が明確でなく、将来本社を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社 プラコー
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラコーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前事業年度の計算書類等は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類等に対して2021年6月22日付けで無限定適正意見を表明している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社プラコー	監査役会			
常勤監査役	清 水 孝 正	Ⓞ		
社外監査役	高 橋 隆 敏	Ⓞ		
社外監査役	秋 山 徹	Ⓞ		
社外監査役	沼 井 英 明	Ⓞ		

以 上

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場

ソニックシティビル 6階 603会議室

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 電話 (048)647-4111



交 通

JR大宮駅西口より歩行者デッキにて直結 徒歩約3分

※ご来場の際は公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用下さいますようお願い申し上げます。